

沖縄市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(令和6年1月15日決裁)

改正 令和6年4月1日決裁 令和6年9月20日決裁

令和7年3月17日決裁

(目的)

第1条 この事業は、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる世帯（以下「対象世帯」という。）に対し、訪問支援員が訪問し、世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、世帯や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(対象世帯)

第2条 本事業の支援対象は、市内に居住し、次に掲げるような状態にある世帯を対象とする。

- (1) 保護者に監護させると不適当であると認められる児童のいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある世帯等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- (3) 若年妊娠婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊娠婦がいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- (4) その他、事業の目的を鑑みて、特に支援が必要と認めた世帯（ヤングケアラー等）

(支援内容)

第3条 対象世帯を訪問し、世帯の状況に応じて以下内容を実施する。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- (2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談、助言（保護者に寄り添い、エンパワメントするためのアドバイス等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。）
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) その他必要な支援

(事業の実施)

第4条 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる者に、前条に掲げる支援を行う業務を委託して本事業を実施するものとする。

(利用料)

第5条 本事業の利用料は、無料とする。なお、支援員が代行する買物等にかかる費用や通院等の付添いに要する交通費等の実費については、対象家庭の負担とする。

(訪問支援員)

第6条 事業者は、次のいずれの要件も満たす者のうちから、訪問する支援員を選考し、派遣するものとする。

- (1) 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護を行う者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2項に規定する居宅介護を行う者のいずれかに該当するものであること。
- (2) 家事等に関する援助を適切に実行できる能力を有すること。
- (3) 心身ともに健全であること。
- (4) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（利用申請等）

- 第7条 事業の利用又は変更を希望する者（以下「申請者」という。）は、沖縄市子育て世帯訪問支援事業（利用・変更）申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。
- 2 前項の申請書を受理したときは、世帯の状況などを調査し、沖縄市子育て世帯訪問支援事業調査票（様式第2号）を作成するものとする。
 - 3 市長は前項の申請書の提出があったときは、当該事業の利用についてその必要性等の検討し、可否を決定するものとする。また、利用可否等について沖縄市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（利用勧奨）

- 第8条 市長は事業の利用が必要と認められ、未申請の対象家庭に対し、事業の利用を沖縄市子育て世帯訪問支援事業利用勧奨通知書（様式第4号）により勧奨することができる。

（措置）

- 第9条 市長は、対象家庭に前条の利用勧奨を行っても、対象者の社会経済的状況に変化が見られず、疾病その他やむを得ない事由により、利用申請を行うことができないなど事業を利用することが著しく困難であると認めた場合は沖縄市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書（様式第5号）により対象家庭に対し通知し、事業を提供することができる。

（事業の実施日）

- 第10条 サービスの実施日は、月曜日から金曜日までとする。（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、慰霊の日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(支援期間等)

第11条 支援期間は3か月程度とする。ただし、継続的な支援が必要と判断した場合は、概ね3か月程度期間を延長することができる。

2 支援の時間帯、時間数及び回数は次のとおりとする。

(1) 支援時間は、1回の訪問あたり午前8時30分から午後5時15分までの2時間程度とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(2) 支援回数 週に2回以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(支援の終了等)

第12条 市長は、利用者が支援の利用を辞退するとき、又は支援を必要としなくなったと認めるときは、支援を終了することができる。

2 利用者は支援の利用を辞退するときは、沖縄市子育て世帯訪問支援事業利用辞退申出書（様式第6号）により、市長に申し出るものとする。

3 市長は前各号の規定により支援の終了を決定した場合は、沖縄市子育て世帯訪問支援事業利用終了決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。ただし、利用者に支障をきたす場合は、この限りではない。

(守秘義務の遵守)

第13条 訪問支援員は、利用者の対応に十分配慮するとともに、派遣先家庭のプライバシーの保護に万全を期し、その業務上知り得た個人情報を正当な理由なく、他に漏らしてはならない。

(協議会との連携)

第14条 事業の実施にあたっては、必要に応じ要保護児童対策地域協議会と連携し、情報共有を行うものとする。

第15条 削除

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月20日決裁)

この要綱は、令和6年9月20日から施行する。

附 則(令和7年3月17日決裁)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。